

ケアプランデータ連携システムについて

広島県国民健康保険団体連合会
介護保険課
令和5年3月15日

広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課です。

それでは、「ケアプランデータ連携システムについて」と題しまして、説明させていただきます。

目次

第一部 ケアプランデータ連携システムについて

1. はじめに
2. システム活用による効果
3. 全体概要
4. 利用準備フロー
5. 利用準備に関する疑問
6. 業務フローについて
7. スケジュール
8. 料金について

第二部 ケアプランデータ連携システムの機能について

1. ケアプランデータ連携システムの全体概要(案)
 2. 利用状況に応じた画面操作イメージ
 - 2-1. 利用を開始する場合
 - 2-2. ケアプランデータを送信する場合
 - 2-3. ケアプランデータを受信する場合
 3. 本システムに搭載する機能
 4. サポート体制等
- Appendix. FAQ

第一部

ケアプランデータ連携システムについて

2. システム活用による効果(1/2)

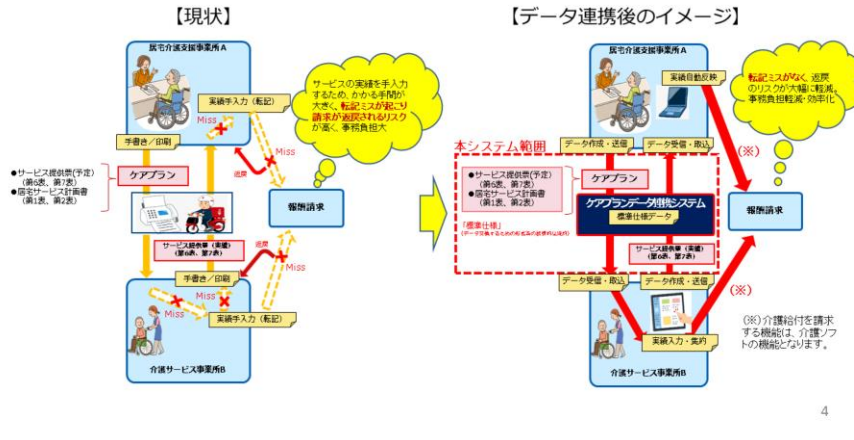
■業務の効率化

【期待できる削減効果例】

- ・記載時間の**削減**
- ・転記誤りの**削減**
- ・データ管理による文書量**削減**
- ・介護従業者の負担**軽減**

【効率化による相乗効果例】

- ・利用者支援にかかる**時間増**
- ・ケアの質の**向上**



システム活用による効果についてです。

まず業務の効率化といたしまして、期待できる削減効果例を掲げております。記載時間の削減、転記誤りの削減、データ管理による文書量の削減、介護従事者の事務負担の軽減等が期待でき、効率化による相乗効果としてケアの質の向上につながると考えられます。

2. システム活用による効果 (2/2)

■費用効果

【期待できる効果例】

事業所がケアプランを送付するために掛かる費用の削減が見込まれます。

- ・人件費の削減
- ・印刷費の削減
- ・郵送費の削減
- ・交通費の削減
- ・通信費 (FAX) の削減

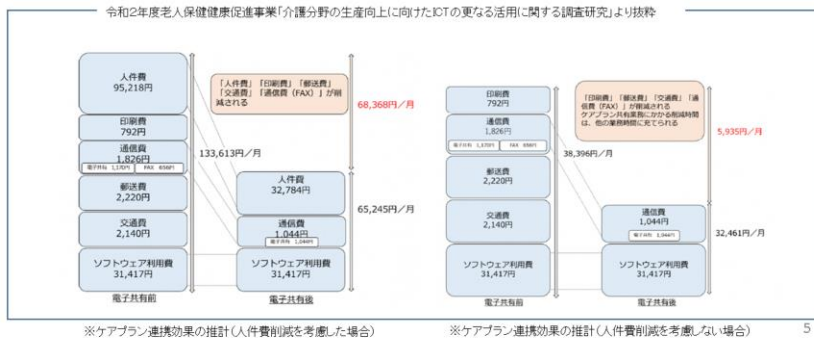
(人件費削減を考慮した場合)
約81万6千円/年の削減
※1ヶ月あたり約6万8千円 × 12ヶ月

(人件費削減を考慮しない場合)
約7万2千円/年の削減
※1ヶ月あたり約6千円 × 12ヶ月

※調査研究のアンケート結果から試算した全国平均の見込み金額あり。削減費を節約するものではありません。

【コスト削減による相乗効果】

- ・介護人材の**新規確保**
- ・介護人材の**定着率向上**
- ・事業所環境の**維持費、改善費の割当額の増加**



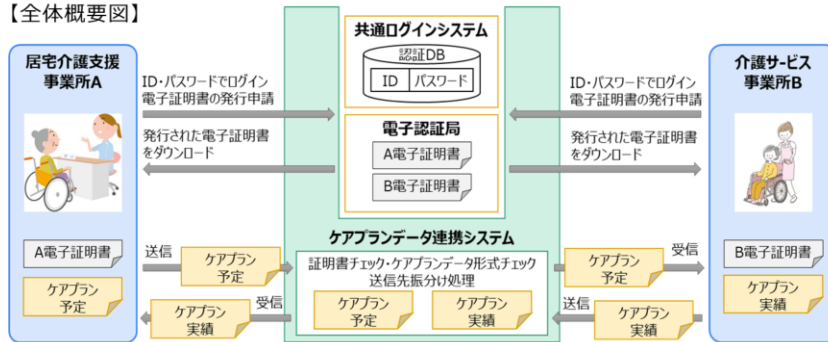
費用効果についてです。

期待される効果例としては、事業所がケアプランを送付するためにかかる費用として、人件費、印刷費、郵送費、交通費、通信費等のコスト削減が見込まれます。

3. システムの全体概要

ケアプランデータ連携システムは、介護事業所に設置される「**ケアプランデータ連携クライアント**」と運用センターに設置される「**ケアプランデータ連携基盤**」から構成されます。
介護事業所の利用者は、「**ケアプランデータ連携クライアント**」からインターネット回線を経由し、「**ケアプランデータ連携基盤**」を通して事業所間のケアプランデータのやり取りを行います。

【全体概要図】

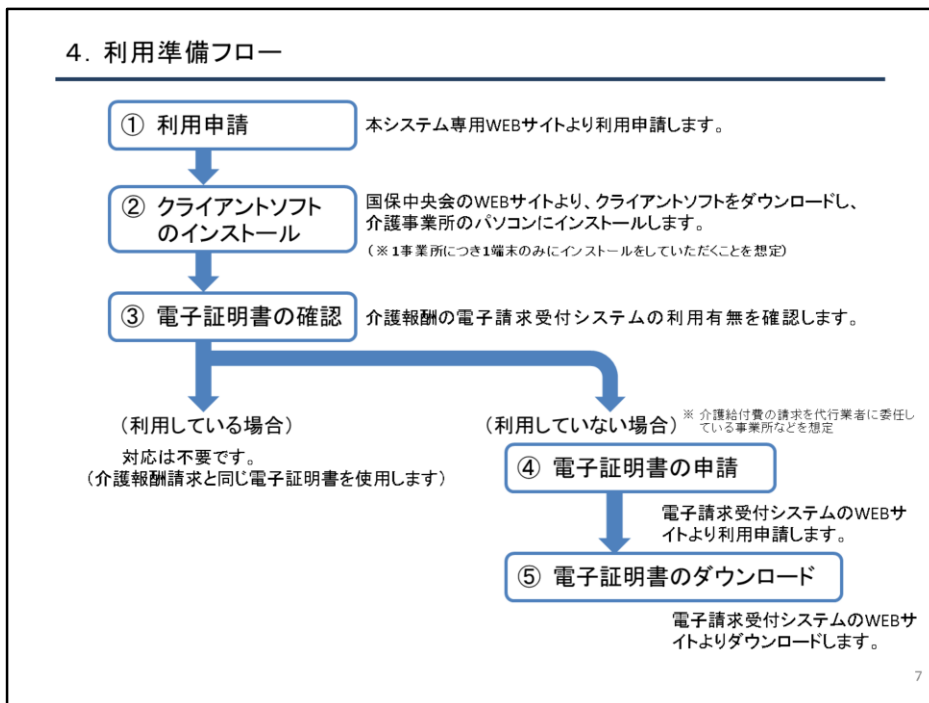


- インターネット請求で実績のあるセキュアな通信方式を採用し、安心、安全を提供
- インターネット請求で使用するユーザID、パスワード等の活用により、本システム利用にかかる事務手続きを簡便化

6

システムの全体概要です。

ケアプラン連携データシステムは、介護事業所に設置される「ケアプランデータ連携クライアント」と運用センターに設置される「ケアプランデータ連携基盤」から構成され、インターネット回線を経由し、事業所間のケアプランデータのやり取りを行うものです。



利用準備フローです。

「③電子証明書の確認」についてですが、
現在利用されている場合においては特に対応はございません。

ただし、利用していない、若しくは、介護給付費の請求を代行業者に委任している
場合においては、④電子証明書の申請が必要となります。

5. 利用準備に関するQ&A

Q ケアプランデータ連携システムの利用に必要な(事前に準備する)環境は？

A 必要な環境は、以下のものとなります。

- ・インターネットが使用できるパソコン(Windows10以降)
- ・厚生労働省のケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフト

Q 送信側の事業所が利用登録しても、受信側が利用登録をしていないと使えないのか？

A データのやり取りを行うためには、送信側・受信側双方の事業所が本システムに利用登録する必要があります。

Q 事業所にある複数台のパソコンにインストールすることは可能か？

A 1事業所1端末にインストールいただくクライアントソフトを共有してご利用いただく想定です。

Q ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行手数料は、現存の介護保険請求の電子証明書発行手数料と同額になるのか？

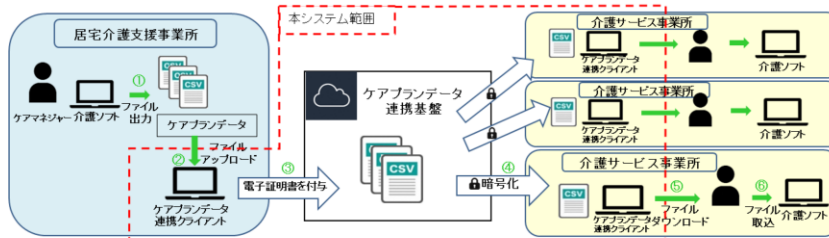
A 現存の介護保険請求の電子証明書をお持ちの場合には、そのままご利用いただき、ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行をしていただく必要はありません。また、現存の電子証明書をお持ちでない場合は、ケアプランデータ連携システム用の電子証明書の発行は必要ですが、発行手数料は無料となります。

利用準備に関するQ&Aです。

ケアプランデータ連携システムの利用に必要な環境や手数料等について記載しています。

6. ケアプランデータ連携システムの業務フローについて(1/2)

【ケアプランデータ(予定)の連携 業務フロー図】



【居宅介護支援事業所】

- ① 介護ソフトにてケアプランデータ予定ファイルを作成、CSVファイルとして出力(保存)します。
- ② 出力(保存)したケアプランデータ予定ファイルをデータ連携クライアントにアップロードします。
(※出力したCSVファイル(1表2表6表7表)の他、PDFファイル(3表等)のアップロードが可能です。)
- ③ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信します。(※電子証明書は自動で付与されます。)

【介護サービス事業所】

- ④ ケアプランデータ連携クライアントを操作し、最新情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信します。
(※ケアプランデータ連携基盤からケアプランデータ連携クライアントの通信は暗号化されて通信が行われます。)
- ⑤ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ予定ファイルをダウンロードします。
- ⑥ ダウンロードしたケアプランデータ予定ファイルを介護ソフトに取り込み確認をします。

9

ケアプランデータ連携システムの業務フローについてです。

まず、居宅介護支援事業所が作成する、ケアプランデータの予定のデータ連携ですが、左側の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが

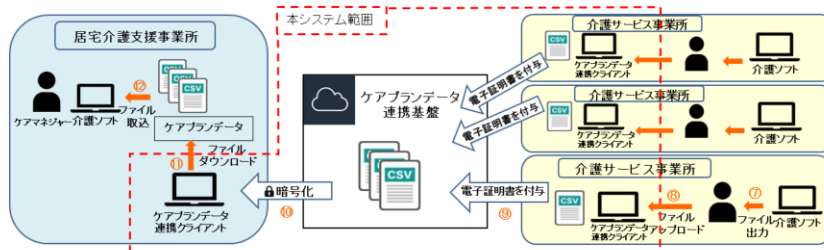
①介護ソフトを使用して、ケアプランデータを作成。そのファイルを②ケアプランデータ連携クライアントへアップロード。③連携基盤へ送信します。

アップロードしたケアプランデータを右側の介護サービス事業所は、ケアプランデータクライアントを操作し、④連携基盤からデータを受信、⑤受信したデータをダウンロード、⑥介護ソフトに取り込み確認を行います。

この一連の作業により、介護サービス事業所におきましては、介護ソフトへ、ケアプランデータを取り込むことでケアプランデータが自動的に反映されるので、毎月行っている介護ソフトへの入力作業が省けるとともに、誤入力も無くなります。

6. ケアプランデータ連携システムの業務フローについて(2/2)

【ケアプランデータ(実績)の連携 業務フロー図】



【介護サービス事業所】

- ⑦ 介護ソフトにケアプランに基づく実績を入力後、ケアプランデータ実績ファイルをCSVファイルとして出力(保存)します。
- ⑧ 出力(保存)したケアプランデータ実績ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロードします。
- ⑨ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信します。(※電子証明書は自動で付与されます。)

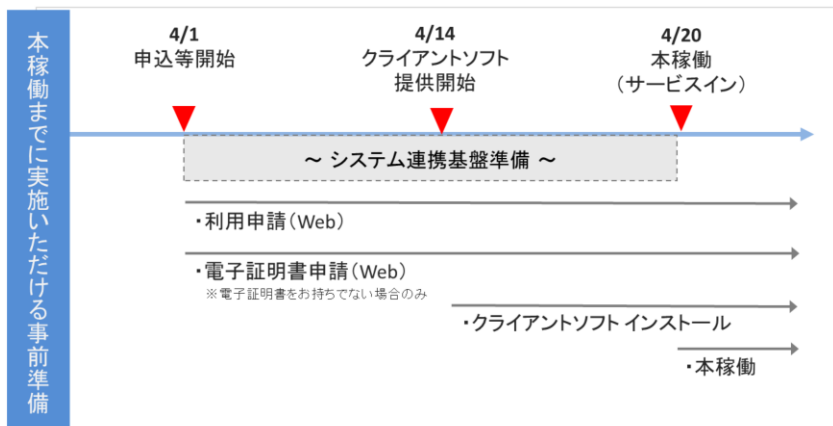
【居宅介護支援事業所】

- ⑩ ケアプランデータ連携クライアントを操作し、最新情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信します。
(※ケアプランデータ連携基盤からケアプランデータ連携クライアントの通信は暗号化されて通信が行われます。)
- ⑪ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ実績ファイルをダウンロードします。
- ⑫ ダウンロードしたケアプランデータ実績ファイルを介護ソフトに取り込み確認をします。

9ページとは逆の流れになり、今度は介護サービス事業所がケアプランデータの実績を送信し、居宅介護支援事業所がデータの取り込みを行う流れとなります。

7. スケジュール

- ・令和5年4月1日から利用申請の受付を開始いたします。
- ・令和5年4月14日以降、クライアントソフトのインストールが可能となります。
- ・令和5年4月20日の稼働から、システム利用(送受信)できます。



11

システム稼働までのスケジュールについてです。

4月1日から利用申請の受付が開始され、同月14日以降ソフトのインストールが可能となり、20日からシステムの利用が可能となります。

8. 料金について

■ケアプランデータ連携システムの料金について

- ・1事業所あたり(1事業所番号ごと)のライセンス料は年間21,000円(消費税込み)
- ・ライセンスの有効期間 1年間
- ・支払方法は、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差引となりますが、請求書送付による口座振り込みにも対応いたします。

Q 複数の介護事業所を運営している場合はどのようになるか？

A 複数事業所を運営している場合であっても、1事業所番号あたり21,000円が必要となります。

Q 複数年を利用する場合、例えば3年間利用する時の料金はどのようになるか？

A 利用期間については、1年間ごとの契約となります。

3年間ご利用いただく場合は、21,000円×3=63,000円となります。

12

料金についてです。

1事業所あたり(事業所番号ごとに)ライセンス料として年間21,000円
有効期間は1年間です。

支払方法につきましては、基本、介護給付費からの差し引き(相殺処理)とします。

第二部

ケアプランデータ連携システムの機能について

13

以降のページについては、「ケアプランデータ連携システムの機能」について記載していますので、後ほどご覧ください。

毎月本会において介護給付費の審査を行っておりますが、給付管理票と明細書の単位数の不整合エラー(査定でエラーのあるもの)は全体エラーの約4割、本会への返戻の問い合わせにおきましては、半数以上がこのエラーによる問い合わせとなっております。

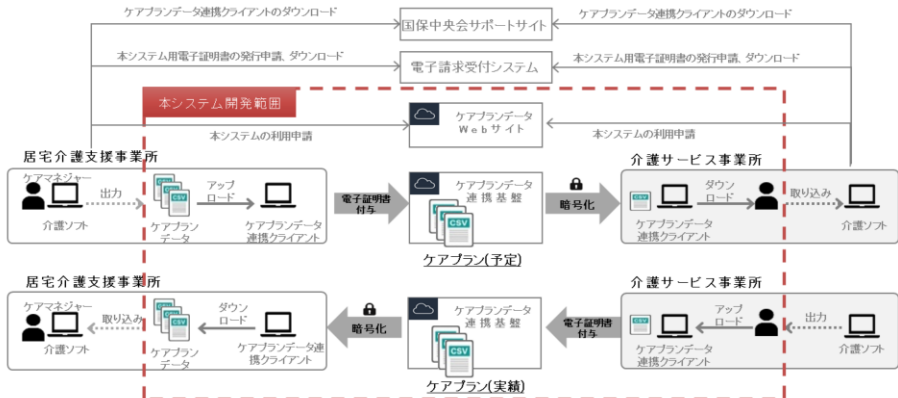
また、現在、約8割の事業所がインターネットにて請求を行われていますが、このケアプランデータ連携システムが多くの事業所へ普及されれば、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所において、先ほど紹介したエラーは解消されるとともに、事業所における事務負担の軽減になるものと考えております。

厚生労働省においても、『ケアプランデータ連携システムは、介護事業所・従事者の負担軽減を実現するための強力なツールである。多くの事業所で利用されることで、その効果がさらに高まるので、システム利用について前向きに検討いただきたい。』と言われておりますので、ぜひ、ケアプランデータ連携システムの導入を検討していただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、インターネット請求をされていない事業所につきましては、これを機会に、ぜひインターネットでの請求を検討されますよう、お願いします。本会からの説明は以上です。

1. ケアプランデータ連携システムの全体概要(案)

- ・ケアプランデータ連携システムは介護ソフトから出力したケアプランデータのCSVファイル等をケアプラン連携クライアントソフト間でやり取りを行うシステムとなります。
- ・標準仕様IFに則したケアプランデータであれば利用可能(※今後検証予定)



- 注意点**
- ・連携されたCSVファイル等を介護ソフトに取り込む必要があります。
 - ・本システムではケアプラン(予定)と(実績)の突合や修正は行うことはできません。

2. 利用状況に応じた画面操作イメージ

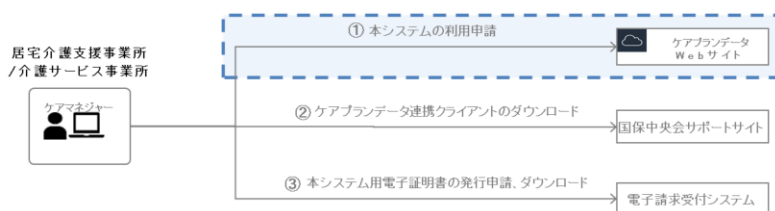
ケアプランデータ連携システムのユースケース

1. 利用を開始する場合
2. ケアプランデータを送信する場合
3. ケアプランデータを受信する場合

2-1. 利用を開始する場合(1/3)

システムを利用するために必要な準備として以下の対応が必要になります。

- ① システムの利用規約等を一読のうえ、利用申請に同意する
- ② ケアプランデータ連携クライアントソフトをダウンロードし、PCにインストールする
(※お使いの介護ソフトがインストールされているPCへのインストールが可能である想定)
- ③ 電子証明書を発行申請し、インストールする
(※電子請求の電子証明書をお持ちではない場合のみ対応)



次ページにて説明

2-1. 利用を開始する場合(2/3)

ケアプランデータ連携システムの利用申請をするために、以下の操作を行います。

居宅介護支援事業所
/ 介護サービス事業所



1

ご利用のPCから、ケアプランデータ連携システムのWebサイト (<https://www.careplan-renkei.jp>※) にアクセスします。

※本稼働時に開設するため、説明会時点ではアクセスできません。

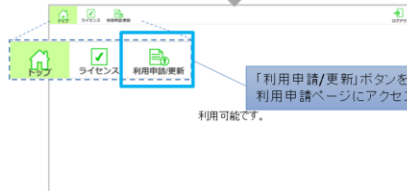
【ログインページ】

(Webサイト)

2

電子請求受付システムにログインするためのユーザーIDおよびパスワードを入力後、「ログイン」ボタンをクリックし、トップページにアクセスします。

【トップページ】



3

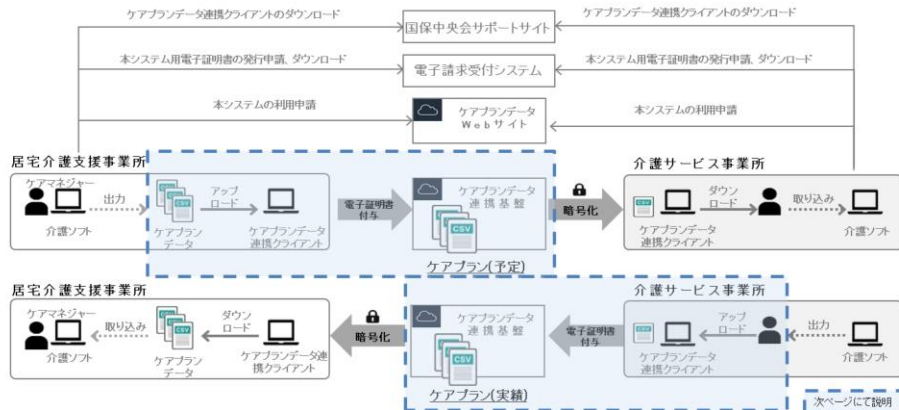
「利用申請/更新」ボタンをクリックし、利用申請ページにアクセスします。

※画面イメージについては、開発中のものであるため、変更となる可能性があります。

17

2-2. ケアプランデータを送信する場合(1/8)

- ①お使いの介護ソフトからケアプランデータ(提供表)をCSV出力する
- ②ケアプランデータ連携クライアントを起動し、送信画面からケアプランデータを送信する
(※ケアプランデータを送信する際には、インターネットに接続可能な環境で操作する必要あり)
(※送信時には電子請求と同様のユーザIDとパスワードの入力が必要)



2-2. ケアプランデータを送信する場合 (2/8)

ケアプラン(予定または実績等)を送信するために、以下の操作を行います。

居宅介護支援事業所
/介護サービス事業所



1
ご利用のPCにインストールされている、ケアプランデータ連携クライアントを起動します。

【ログイン画面】

(クライアントソフト)

ケアプランデータ連携システム

ユーザID
XXXXXXXXXXXX

パスワード
XXXXXXXXXXXX

ログイン

2
クライアントソフトログイン用のユーザIDおよびパスワードを入力後、「ログイン」ボタンをクリックし、トップページにアクセスします。

【トップ画面】



3
「新規作成」ボタンをクリックし、新規作成画面にアクセスします。

※画面イメージについては、開発中のものであるため、変更となる可能性があります。

2-2. ケアプランデータを送信する場合 (3/8)

(前ページからの続き)

4 相手先事業所に送信したい第1,2,6,7表のCSVファイルや3表等のPDFファイルをドラッグ&ドロップし、画面に追加します。
なお、本画面で1度に送信可能なのは1事業所分となります。(送信先事業所番号はCSVファイルを追加することで自動的に入力されます)

5 「メッセージ」欄に相手先事業所に伝えたい内容を入力することができます。
(FAXの頭紙に記載していた内容等)

6 「送信」ボタンをクリックし、送信確認画面を表示します。
なお、画面にファイルを追加している途中に業務等で一時的に離席する場合は「一時保存」ボタンをクリックすることで、保存することができます。

7 「OK」ボタンをクリックすることで、相手先事業所にケアプランデータ等のファイルを送信します。

【新規作成画面】

送信先事業所番号

添付ファイル (CSV) [LPHK2SKWJ_202210_0000000000_1111111111_202210311] [削除]

添付ファイル (PDF等) [00000000000000000000000000000000.pdf] [削除]

ここにファイルをドロップ
または
ファイルを選択

メッセージ

戻る 一時保存 送信

【送信確認画面】

送信確認

相手先事業所番号 : 0000000000
添付ファイル(CSV) : LPHK2SKWJ_202210_0000000000_1111111111_202210311.csv
添付ファイル(PDF等) : LPHK2SKWJ_202210_0000000000_1111111111_202210311.pdf
メッセージ : 新規作成/ダウンロード
メッセージ : 実行/一時保存

以上の内容で確認しましたらOKを押してください

OK

※画面イメージについては、開発中のものであるため、変更となる可能性があります。

2-2. ケアプランデータを送信する場合(4/8)

ケアプラン(予定または実績等)を一括送信するために、以下の操作を行います。

居宅介護支援事業所
/介護サービス事業所



1
ご利用のPCにインストールされている、ケアプランデータ連携クライアントを起動します。

【ログイン画面】

(クライアントソフト)

ケアプランデータ連携システム

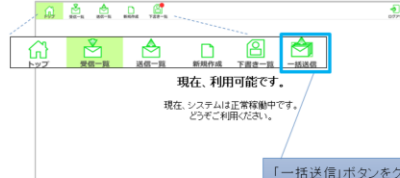
ユーザID
XXXXXXXXXXXX

パスワード
XXXXXXXXXXXX

ログイン

2
クライアントソフトログイン用のユーザIDおよびパスワードを入力後、「ログイン」ボタンをクリックし、トップページにアクセスします。

【トップ画面】



3
「一括送信」ボタンをクリックし、新規作成画面にアクセスします。

※画面イメージについては、開発中のものであるため、変更となる可能性があります。

2-2. ケアプランデータを送信する場合 (5/8)

(前ページからの続き)

4

相手先事業所に送信したい第1,2,6,7表のCSVファイルをドラッグ&ドロップし、画面に追加します。
なお、CSV以外のファイルは一括送信画面でアップロードすることができません。

一括送信画面

送信先事業所名	ファイル出力日時	メッセージ	ファイル名	ファイル種類	送信結果
事業所A	2022/10/01 12:34:56	MM月の報告を申し上げます。	UPH01_20240929_10_CSV	報告	未送信
			UPH0001_20240929_12_CSV	報告	成功
事業所B	2022/10/01 12:34:56	MM月の報告を申し上げます。	UPH01_20240929_13_CSV	報告	未送信
			UPH0001_20240929_13_CSV	報告	成功
事業所C	2022/10/02 12:34:56	MM月の報告を申し上げます。	UPH01_20240929_14_CSV	報告	未送信
			UPH0001_20240929_14_CSV	報告	成功
事業所D	2022/10/03 12:34:56	MM月の報告を申し上げます。	UPH01_20240929_15_CSV	報告	未送信
			UPH0001_20240929_15_CSV	報告	成功

一括送信

ファイルの名前からシステムが自動で判別し、送信先事業所名称を表示します。

※画面イメージについては、開発中のものであるため、変更となる可能性があります。

23

2-2. ケアプランデータを送信する場合 (6/8)

(前ページからの続き)

送信先事業所 名称	ファイル名 目的	メッセージ	ファイル名	ファイル種類	送信日時	送信状況	操作
事業所A	20221001 12:34:56	MMRの報告を申し上げます。	UPK010_212406798_11_C01	CSV	20221001 12:34:56	未送信	編集
事業所B	20221001 12:34:56	MMRの報告を申し上げます。	UPK010_212406798_11_C01	CSV	20221001 12:34:56	未送信	編集
事業所C	20221002 12:34:56	MMRの報告を申し上げます。	UPK010_212406798_11_C01	CSV	20221002 12:34:56	未送信	編集
事業所D	20221003 12:34:56	MMRの報告を申し上げます。	UPK010_212406798_11_C01	CSV	20221003 12:34:56	未送信	編集

5
3表等のPDFファイルを添付したい場合は、編集したいデータの画面右側の【編集】をクリックします

【編集画面】

送信先事業所番号: 129999999

添付ファイル (CSV)

- UPK010_212406798_129999999_20221017123456.CSV [削除]
- UPK010_212406798_129999999_20221017123456.CSV [削除]
- UPK010_212406798_129999999_20221017123456.CSV [削除]

添付ファイル (PDF等)

XXXXXXXXXXXX.PDF [削除]

メッセージ

MMRの報告を申し上げます。

戻る 送信

6
添付したい3表等のPDFファイルをドラッグ&ドロップし、画面に追加します。

7
「メッセージ」欄に相手先事業所に伝えたい内容を入力することができます。

※画面イメージについては、開発中のものであるため、変更となる可能性があります。

2-2. ケアプランデータを送信する場合(7/8)

(前ページからの続き)

【一括送信画面】

送信先事業所名	ファイル名	メッセージ	ファイル名	送信日時	送信状況
事業所A	20221001 12:34:56	MMFの報告を申し上げます。	UPFV01_20240701_01_0204	20221001 12:34:56	未送信
事業所B	20221001 12:34:56	MMFの報告を申し上げます。	UPFV02_20240701_01_0204	20221001 12:34:56	未送信
事業所C	20221002 12:34:56	MMFの報告を申し上げます。	UPFV03_20240701_01_0204	20221002 12:34:56	未送信

8

【一括送信】をクリックし、送信先事業所に送信します。

【送信確認画面】

送信先事業所名	送信日時	送信状況
事業所A	20221001 12:34:56	成功
事業所B	20221001 12:34:56	成功
事業所C	20221002 12:34:56	成功
事業所D	20221003 12:34:56	失敗
事業所E	20221004 12:34:56	失敗

送信中の画面が表示され、送信状況が更新されます

※画面イメージについては、開発中のものであるため、変更となる可能性があります。

2-2. ケアプランデータを送信する場合 (8/8)

(前ページからの続き)

【送信確認画面】



【一括送信画面】

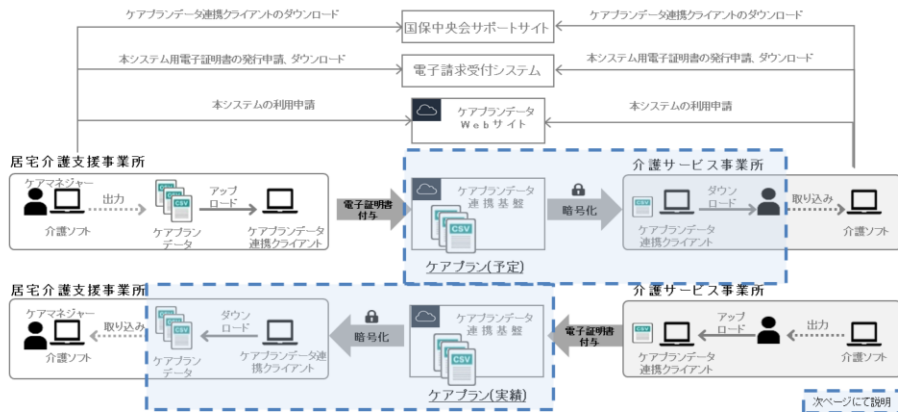


※画面イメージについては、開発中のものであるため、変更となる可能性があります。

2-3. ケアプランデータを受信する場合(1/3)

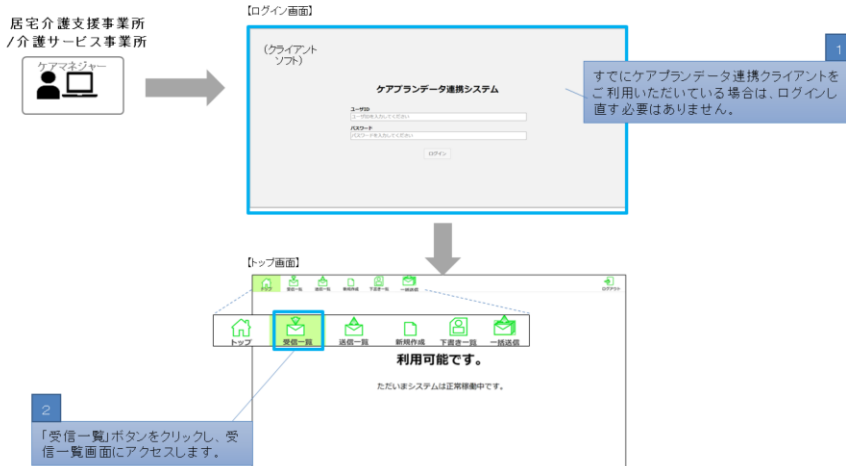
①ケアプランデータ連携クライアントを起動し、受信一覧画面からケアプランデータを受信する

(※ケアプランデータを受信する際には、インターネットに接続可能な環境で操作する必要あり)
(※受信時には電子請求と同様のユーザIDとパスワードの入力が必要)



2-3. ケアプランデータを受信する場合 (2/3)

ケアプラン(予定または実績等)を受信するために、以下の操作を行います。



※画面イメージについては、開発中のものであるため、変更となる可能性があります。

2-3. ケアプランデータを受信する場合 (3/3)

(前ページからの続き)

4

新着のケアプランデータをご利用のPCにダウンロードするため、リンク(更新日時)をクリックし、詳細画面にアクセスします。
 なお、新着情報は薄い緑の背景色、ケアプランデータをPCにダウンロードした情報は白い背景色で表示します。

5

「更新」ボタンをクリックし、相手先事業者が送信したケアプランデータ等を受信します。ただし、本システムはデータを蓄積しない仕様となっていますので、サーバに集まったデータについては、一定期間経過後にデータを削除します。

「データ取得」ボタンをクリックし、相手先事業者から送信されたケアプランデータ等をPCにダウンロードします。
 ダウンロード先は表示される画面で任意の場所を指定します。

(参考)ダウンロードすることで、受信一覧画面の「データ取得状況」が以下の通りになります。

(注意)本システムでは、受信したケアプランを印刷や修正をすることは出来ません。

※画面イメージについては、開発中のものであるため、変更となる可能性があります。

3. 本システムに搭載する機能

#	機能概要	機能の提供時期	
		本稼働 R5.4～	将来拡 充予定 ※
1	ログイン/認証機能	○	
2		○	
3		○	
4	メニュー・お知らせ機能		○
5		○	
6		○	
7	データ送信機能	○	
8		○	
9		○	
10	データ受信機能	○	
11		○	
12	データ連携対象検索機能		○
13	介護ソフト連携機能		○
14	送信代行機能		○
15	既に地域でデータ連携を行っているサービス等との連携機能		○

※将来的な機能拡充を予定しているが、提供時期は未定。

4. サポート体制等

<事業所へのサポート>

- ・事業所からの問合せに対応する、ケアプランデータ連携システム用のコールセンターを設置するため、お困りごと等に迅速に対応。
- ・多く寄せられる問合せ等について、Webサイト上に掲載することで、問合せの手間を軽減。
- ・クライアントソフトのインストール等や操作にかかるマニュアルを提供。

<利用者の利便性向上>

- ・利用者の利便性向上に向け、適宜機能追加を実施。(参考機能は前ページを参照)

Appendix. Q & A

最新情報に掲載した資料をもとに、関係団体の皆様にご説明をした際にいただいたご質問等について代表的なものをご紹介します。国保中央会ホームページ(<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html>)にQ & Aは掲載されておりますので、ご参照ください。

#	質問	回答
1	ケアプランの標準様式以外のデータ(入院時・退院時情報等)の送信は可能なのか。	標準様式以外の情報は、PDF等で出力したものを添付ファイルとして送信は可能です。
2	開発中の画面イメージを拝見したが、受信一覧において、送信元の事業所名を表示できないか。	どの事業所から送付されたケアプランデータであるかが分かるよう、事業所名を表示する予定です。
3	本システムを導入することで転記不要になるとのことだが、どの部分が転記不要になるのか。	現在FAXで送られてきている紙媒体のケアプランを介護ソフトに手入力しているところを、本システムと介護ソフトを組み合わせて運用いただくことで、手入力が不要になることを意図しています。サービス事業所側は、ケアマネ事業所から送られてきたケアプラン(予定)を、ケアマネ事業所側はサービス事業所から送られてきたケアプラン(実績)を介護ソフトに入れるところになります。
4	送信したケアプランデータを蓄積し、将来的に活用する想定はあるか。	本システムはデータを蓄積しない仕様となっていますので、送受信のためにサーバに集まったデータについては、一定期間経過後はデータが削除されます。将来的なデータの蓄積については今後厚労省において検討される予定です。
5	送信したケアプランデータが受信側に届いたことを送信側が認識することが可能か。	受信側が事業所のPCにデータをダウンロードしたことを、送信側の送信一覧画面上で認識することが可能となります。
6	ケアプラン標準仕様の3版とそれ以前のバージョンのやりとりはできるのか。	ケアプランデータ連携システムにおいては、3版および2版のケアプランデータを送受信することは可能です。ただし、ご利用中の介護ソフトで各バージョンのケアプランを取り込めるか否かは介護ソフトの仕様となります。
7	データを送信する場合は個別の事業所宛にそれぞれ送信するのか、それとも一括で自動的に振り分ける機能があるのか。	一括送信機能では、複数事業所のケアプラン(1,2,6,7,表のCSVファイル)を一括でアップロードすることで事業所ごとに自動で振り分けることができます。振り分け後、事業所ごとに3表等のPDFファイルの添付やメッセージの入力することも可能です。通常の送信機能では、個別の事業所宛にそれぞれ送信することも可能です。